

## 稚内市立中学校における部活動拠点校方式実施要綱

令和3年4月12日教育長決定

### (趣旨)

第1 この要綱は、生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応え、今後の中学校部活動のあり方について検討を進め、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、拠点校方式による部活動（以下「拠点校部活動」という。）を実施するため、必要な事項を定める。

### (条件)

第2 生徒が在籍する中学校（以下「在籍校」という。）の部活動において存在しない種目がある場合、生徒が同種目の部活動がある市内の別途指定する中学校（以下「拠点校」という。）における活動を希望し、在籍校及び拠点校（以下「両校」という。）の学校長が認める場合に、拠点校部活動を実施することができる。

### (申請及び承諾)

第3 拠点校部活動を希望する場合、在籍校の学校長は、拠点校の学校長に拠点校部活動申請書（様式第1号）を提出する。

2 拠点校の学校長は、前項の規定により提出を受けた拠点校部活動申請書に、拠点校部活動（承諾・不承諾）書（様式第2号）を添えて教育長に提出する。

### (決定)

第4 教育長は、特に問題がないと認めた場合には、拠点校部活動決定書（様式第3号）を両校の学校長に送付する。

### (期間)

第5 実施の期間は、決定した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、当該生徒が継続を希望し、両校の学校長が認める場合は、次年度も継続することができる。

2 実施の期間を継続するときは、改めて第3及び第4の手続きを行う。

### (参加できる生徒)

第6 次のすべてに該当する生徒は、拠点校部活動に参加できるものとする。

(1) 在籍校において存在しない種目の部活動を、拠点校で実施する強い意志のある生徒

- (2) 拠点校における部活動への参加を、保護者が承諾した生徒
  - (3) 保護者との連名で拠点校の学校長に拠点校部活動参加申出書兼誓約書（様式第4号）を提出した生徒
- （活動）

**第7 拠点校部活動に参加した生徒及び保護者は、次の事項を順守する。**

- (1) **生徒は、拠点校における部活動の方針**（活動日、各大会や試合への参加、部費の納入、遠征等）**に従う。**
  - (2) **拠点校への移動は、保護者の責任により対応する。**
  - (3) **活動を欠席する際は、生徒又は保護者が拠点校の顧問へ連絡する。**
  - (4) **在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。**
  - (5) **保護者は、拠点校の部活動後援会・保護者会等へ入会するものとする。**
  - (6) 遠征等の個別に実施される拠点校部活動に対して、拠点校のPTA等から支援金がある場合には、当該生徒はその対象としない。別途実費相当分を負担することとする。
  - (7) **生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を中止することができる。**
  - (8) 前各号のほか、**拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。**
- （在籍校及び拠点校の連携）

**第8 在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。**

- 2 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
  - 3 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。
- （各大会等への参加）

**第9 各大会等への参加にあたっては、主催者が定める大会要綱に従う。**

- 2 北海道中学校体育大会については、北海道中学校体育連盟が定める「北海道中学校体育大会に関わる複数校合同チーム編成規定」に従う。
  - 3 各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。
- （事故等への対応）

第 10 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。

2 活動中の事故及び交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、在籍校が行う。

(連絡会議)

第 11 教育長は、拠点校部活動の状況の把握、情報交換及び評価を行うため、必要に応じて、拠点校、在籍校、関係者等を招集し会議を開催する。

(在籍校が市外である場合の特例)

第 12 市外(宗谷管内に限る。)の中学校に在籍する生徒が市内の拠点校における活動を希望するときは、教育長は、第 2 から第 11 までの規定に準じ、拠点校部活動を実施することができる。この場合において、第 2 から第 5 までの規定中「学校長が認める」とあるのは、「学校長及びこれらの学校を所管する教育委員会」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、申請及び承諾並びに決定に係る手続き(実施期間を継続する場合の手続きを含む。)は、在籍校を所管する教育委員会を経由して行うものとする。

(委任)

第 13 この要綱に定めるもののほか拠点校部活動の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。